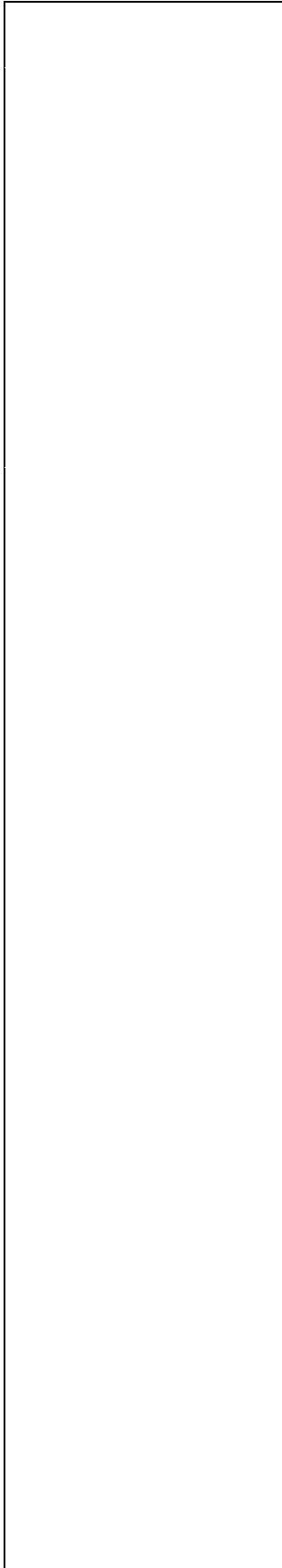


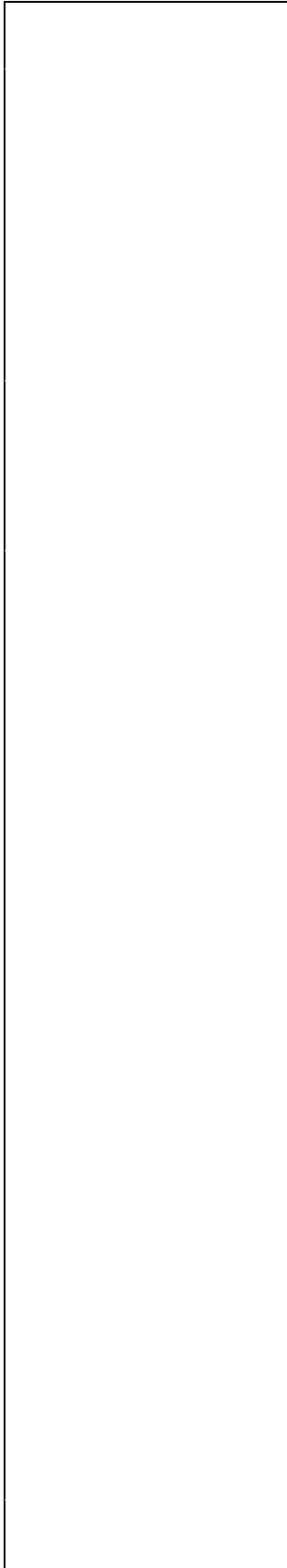
別表第3（第2条関係）

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

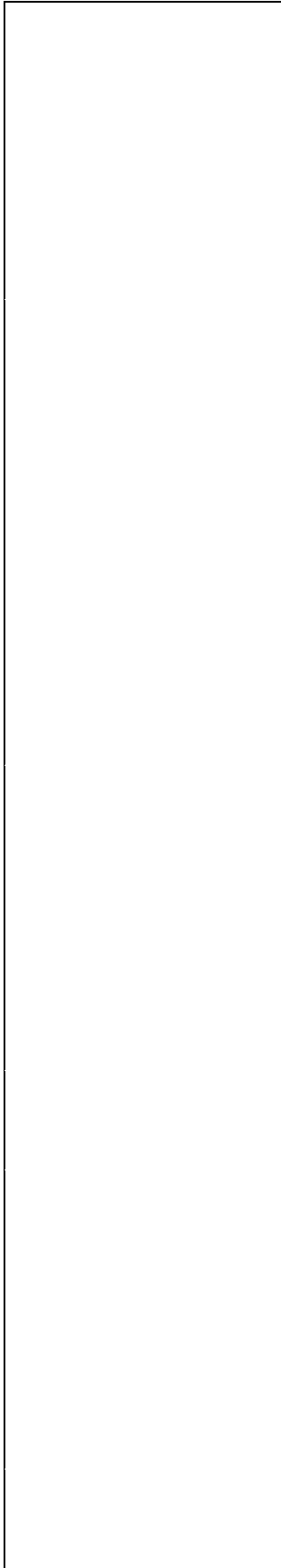
名称	事項	金額
1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建て住宅を新築しようとするときは(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建て住宅を増築し、又は改築しようとするときは(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの の 7,200円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、</p>



- 1,000平方メートル以内のもの  
23,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 61,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 172,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 216,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 234,000円
- イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合
- (ア) 100平方メートル以内のもの 16,000円
- (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超



- え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 828,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,132,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1,373,000円
- ウ ア及びイ以外の場合
  - (ア) 100平方メートル以内のもの 47,000円
  - (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円
  - (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円
  - (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円
  - (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円
  - (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円
  - (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1,964,000円
  - (ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 2,809,000円
  - (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 3,443,000円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額
  - ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合
    - (ア) 100平方メートル以内のもの 10,000円



- (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
19,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
33,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
47,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
88,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
151,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
250,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの  
311,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの  
336,000円
- イ ア以外の場合
  - (ア) 100平方メートル以内のもの  
68,000円
  - (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
160,000円
  - (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
255,000円
  - (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
504,000円
  - (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
903,000円
  - (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
1,552,000円
  - (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
2,872,000円
  - (ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの  
4,106,000円

		(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 5,032,000円
2 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては1の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
3 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	2,100円
4 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	2,100円